

「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日 : 平成 22 年 4 月 1 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
株式等振替決済口座管理規定	株式等振替決済口座管理規定
<p>第 1 条 ~ 第 25 条 【 現行どおり 】 (お客様への連絡事項) 第 26 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。 (1)、(2) 【 現行どおり 】 2、3 【 現行どおり 】 4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家 (金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。) をいいます。) である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告 (取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。) に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 第 27 条 ~ 第 40 条 【 現行どおり 】</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 4 月 1 日</p>	<p>第 1 条 ~ 第 25 条 【 略 】 (お客様への連絡事項) 第 26 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。 (1)、(2) 【 略 】 2、3 【 略 】 4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家 (金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。) をいいます。) である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告 (取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。) に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 第 27 条 ~ 第 40 条 【 略 】</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 1 月 5 日</p>
国債振替決済口座管理規定	国債振替決済口座管理規定
<p>第 1 条 ~ 第 10 条 【 現行どおり 】 (お客様への連絡事項) 第 11 条 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。 (1)、(2) 【 現行どおり 】 2、3 【 現行どおり 】</p>	<p>第 1 条 ~ 第 10 条 【 略 】 (お客様への連絡事項) 第 11 条 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。 (1)、(2) 【 略 】 2、3 【 略 】</p>

新	旧
<p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第18条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月1日</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第10条 〔現行どおり〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）、（2） 〔現行どおり〕</p> <p>2、3 〔現行どおり〕</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第20条 〔現行どおり〕</p>	<p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第18条 〔 略 〕</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第10条 〔 略 〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）、（2） 〔 略 〕</p> <p>2、3 〔 略 〕</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第20条 〔 略 〕</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">平成22年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第10条 〔現行どおり〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告をご通知します。 2、3 〔現行どおり〕</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項（同法第34条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第19条 〔現行どおり〕</p>	<p style="text-align: right;">平成21年 1 月 5 日</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第10条 〔 略 〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告をご通知します。 2、3 〔 略 〕</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項（同法第34条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第19条 〔 略 〕</p>
<p style="text-align: right;">平成22年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第10条 〔現行どおり〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）、（2） 〔現行どおり〕</p> <p>2、3 〔現行どおり〕</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項（同法第34条の 4 第</p>	<p style="text-align: right;">平成21年 1 月 5 日</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第 1 条～第10条 〔 略 〕 （お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 （1）、（2） 〔 略 〕</p> <p>2、3 〔 略 〕</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の 3 第 4 項（同法第34条の 4 第</p>

新	旧
<p>6項において準用する場合があります。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第19条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月1日</p> <p style="text-align: center;">上場投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第18条〔現行どおり〕 (お客様への連絡事項)</p> <p>第19条 当社は、振替上場投資信託受益権について、残高照合のための報告をお客様にご通知します。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合があります。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第20条～第29条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">平成22年4月1日</p>	<p>4項において準用する場合があります。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第12条～第19条〔略〕</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日</p> <p style="text-align: center;">上場投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第18条〔略〕 (お客様への連絡事項)</p> <p>第19条 当社は、振替上場投資信託受益権について、残高照合のための報告をお客様にご通知します。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合があります。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>第20条～第29条〔略〕</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日</p>